

平成 30 年度 第 3 回 タウンミーティング 議事録

【開催日時】平成 31 年 2 月 27 日(水) 午後 7 時～9 時

【会 場】東習志野五丁目町会集会所

【申込団体】東習志野五丁目町会

【参加者数】36 人(市長、市職員を除く。)

・東習志野五丁目町会代表あいさつ

・市長あいさつ

皆さん、こんばんは。習志野市長の宮本泰介です。本日はお申し込みありがとうございます。たくさんお伝えしたいことがありますが、日頃疑問に思っていること、何でも結構です。逆に聞いてもらわないと答えられないこともありますので、何でも聞いていただければと思います。

先ほど予算の話がありましたが、予算規模が大きいということは多くの事業を行っているということでもあります。他の市と比べてどのくらい差があるのかと言いますと、面積と人口の割合でだいたい決まります。お隣の船橋市は面積も人口も習志野市の約 4 倍です。待機児童の数や新成人の数などがありますが、4 分の 1 の数と比べて、習志野市が多い、少ないという 1 つの目安になります。

いずれにしても、来年度もたくさん事業を行ってまいります。

今日のテーマであります 2 点について詳しくお話をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

・テーマについての意見交換

<①防災訓練のあり方について>

防災訓練はいざという時のために訓練です。災害時は自宅が壊れたり、水没して住めなくなってしまうなど、通常の生活ができなくなってしまうときに、自助・共助の部分でどういったことができるのかということを確認するための訓練だと思ってください。

避難所は市内に 27 箇所あり、そこに集まっていただくわけですが、避難所で地域の人全員を収容できません。当然、狭いです。それは、災害時でも壊れる家と壊れない家がありますので、その数も勘案しながら避難所を設置しています。家が壊れなかった方は避難所に避難する必要はありません。地震でいうと、家の耐震化や地震への備えを日頃からお願いしているのは、災害時には支援が必要な方のみ支援を行

うことが原則だからです。

災害時における市と地域の基本的な役割は、お配りした資料に地区と学校と市に分けて時系列で表しています。訓練では決められた日時・場所に集まれますが、実際の災害時は地域の方も学校や市の職員も一斉に被災しています。いつ起きるかわからない中で、例えば平日の昼間であれば市の職員はいますが、地域の方は市外に出ている方が多いです。逆に夜間や休日は市外に住んでいる職員が多いので、避難所に来られない可能性が高いです。近くに住んでいる職員を避難所配備職員に指定していますが、近くに住んでいるということは同じように被災しているということでもあります。地域で結成している自主防災組織でもそれぞれの役割があるかと思いますが、実際の災害時には役割どおりにはいかないということが大前提となります。

ですが、それでも役割を決めておくこと、何回も訓練をしておくこと、地域の方と顔見知りになることが重要です。特に地震の場合は助けてくれる人が知らない人である場合がほとんどになります。知らない人が知っている人だとよりよいわけですが、阪神淡路大震災で被災した淡路島北部の北淡町、今の淡路市は昔からの地域住民や消防団とのつながりで、倒壊した家屋の間取りを周りの人が知っていました。ここを開ければ人がいるはずということもわかっていて、みんなで一斉に支援をしたので、住宅の下敷きになって亡くなった方はいなかったということでした。このような例から、日頃から言っているのは、まさに顔の見える関係を作っていただきたい。どの行事も訓練の一環であるという認識を持っていただきたいと思います。

次に避難所ですが、避難が「必要な方」がするということが前提です。逆に避難が必要でない方が避難所に行ってしまうと、避難所の負担が大きくなってしまいます。避難する必要がない方は行かない。行くとするならば避難所のお手伝い、補助的な役割で行くということになります。また、避難所の運営主体は避難してきた方たちになります。先ほど申し上げたとおり、職員はどうしても到着が遅れてしまいます。市の職員も行きますが、あくまでサポートするという役割であり、職員が主体の避難所ではないということを御理解ください。過去の訓練では誰が委員長をやるかといった避難所運営訓練も行っています。

次に個人情報の共有ですが、市で災害用に用意している名簿があります。介護が必要な方や障がいを持っている方など支援が必要な方が記載されているこの名簿はかなりレベルの高い個人情報になります。よく、町会や自主防災組織で共有をさせてほしいという要望がありますが、市としては提供しておりません。この名簿は民生委員児童委員、高齢者相談員、消防団のみに提供していますが、厳格に保管され、災害時以外における訓練等での使用は認められていません。

それは、非常にレベルの高い個人情報であるため、万が一、故意でなくても、個人情報の漏えいや名簿の紛失があった場合には、法律違反となり、それを町会や自主防災組織の方々が受け止められるかということが課題です。

しかしながら、先ほど阪神淡路大震災のお話をしましたとおり、市が作る名簿に頼らずとも、日頃のおつきあいの中でどこに誰が住んでいるということは把握できるわけです。それについては住民自治の範疇でできます。

次に防災の備品や器材の整備ですが、備蓄には主に3種類あります。まずは行政による備蓄、そして町会・自治会による備蓄、最後に個人による備蓄です。まさに公助・共助・自助という形になります。

まず公助につきましては、先ほどから申し上げているとおり、避難生活を余儀なくされた、本当に必要な方のためにある避難所の備蓄です。現在、防災倉庫は27箇所の避難所プラス3箇所で市内に30箇所あります。この中に避難用具が入っていますが、大原則として、本当に必要な方に物資が行き渡らないといけません。少し不自由があるからといって防災倉庫にみんなで駆け寄って物資を持って行ってしまおうというようなことは絶対にあってはならないことです。

次に、共助の町会・自治会による備蓄は町会・自治会の実情にあったものを備蓄するということになります。こちらに対しては毎年、自主防災組織に補助を出しております。

最後に個人による備蓄であります。発災後、最低3日はしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等を用意してほしいいつも申し上げます。家が壊れていなくても停電になる可能性もあります。そういう時のためにも最低3日分は備蓄してください。習志野市は都市部でもありますので3日あれば救援が来ます。できれば1週間お願いします。特に大切なのは水です。東日本大震災の時、習志野市は上水はすぐに復旧しましたが、下水の方が被害が大きくて大変でした。水は使えれば使ってしまうので、結果的に上水を止めたり、規制をかけざるを得ない状況でした。このような理由でも水が使えない状況になるわけですから水の備蓄が大事になってきます。

また、東習志野は計画停電があったかと思います。やはり懐中電灯やスマートフォンといった灯りも大事になります。スマートフォンや携帯電話については好き嫌い、得意・苦手があるかもしれませんが、持っていた方がよいと思います。

以上のように行政による備蓄、町会・自治会による備蓄、個人による備蓄で防災備品を揃えていただきたいと思います。

また、避難場所によっては水害の際は水没してしまうのではないかと、また地震では液状化してしまうのではないかと御質問がありますが、避難所は地震や風水害の他、例えば、大火災も想定しており、そのような場合には広い場所が必要になりますので、ケース・バイ・ケースの避難所であると認識していただければと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。